個人情報取扱事務委託の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
対象部局室課名 健康医療部 保健医療室 健康づくり課 薬務課	個人情報の取扱いを伴う事務の委託業務契約について、 「個人情報取扱事務委託基準」に定められた「個人情報の	【是正を求めるもの】 個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、大阪府個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託基準を遵守して、個人情報の保護のために適正な事務処理を行われたい。 【「個人情報取扱事務委託基準」より】 ○ 委託に当たっての留意事項 ・ 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的を達成するために必要最小限度のものとすること。 ・ 契約に先立ち、委託事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、委託先が個人情報の保護について遵守すべき事項を十分に検討し、別紙「個人情報取扱特記事項(例)」を参考に、当該委託事務における個人情報保護のための特記事項を定めること。 ・ 委託先は、個人情報取扱特記事項を遵守できるものを慎重に選定すること。 ・ 入札の方法による契約にあっては入札の前、また、随意契約にあっては見積書を徴収するときに、相手方に対し、条例	
		 約にあっては見積書を徴収するときに、相手方に対し、条例に基づき受託者は漏えい、滅失の防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる義務があることを十分に説明し、個人情報取扱特記事項の内容の周知徹底を図ること。 ・ 委託契約の相手方に対し、委託事務の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。 ○ 契約に当たっての措置 ・ 委託契約を締結するに当たっては、契約書等において、個人情報の保護に関する規定を明記し、個人情報取扱特記事項を追記あるいは添付するものとする。 	